

ひたちなか市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する事務要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県が策定した太陽光発電設備の適正な設置・管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を運用するにあたり、必要な事項を定め、生活環境への配慮と自然環境の保護及び地域の理解促進を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業用の太陽光発電施設を設置し、又は管理する者をいう。
- (2) 地元関係者 次に掲げる者のうち地域の理解を促進する上で必要と認められる者をいう。
 - (ア) 計画地に隣接する土地の所有者
 - (イ) 計画地の境界から概ね30メートル以内に居住する者又は事業を営む者
 - (ウ) 施設の設置により災害その他の生活環境への影響を受ける恐れのある者
 - (エ) その他市長が特に影響を受けると認めた者
- (3) 分割案件 実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に実質的に一つと認められる場所で、複数の太陽光発電施設を分割して設置することをいう。

(設置に適切でない地域)

第3条 太陽光発電施設の設置にあたっては、生活環境、景観、防災等の観点から地域への影響を考慮する必要があるため、別表に定める地域を設置に適切でない地域とする。

(地域の理解促進)

第4条 事業者は、太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、事業概要等を地元関係者に説明し、理解を得た上で事業を進めるものとする。

- 2 事業者は、地元関係者から施工、維持管理等に対する要望等があった場合、誠意をもって対応し、地元関係者に理解を得るものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、出力50kW以上（分割案件で合算して50kW以上を含む）の太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、施工、維持管理等について、市長と事前に協議するものとする。

- 2 事業者は、高さ4mを超える太陽電池モジュールの支持物を設置する場合、出力10kW以上50kW未満の場合も市長と事前に協議するものとする。
- 3 事業者は、事前に協議するため事業概要書（ガイドライン別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - （1）位置図（縮尺1/12,500程度）（縮尺1/1,500程度）
 - （2）土地利用計画図（配置図）
 - （3）本体・架台の構造図
 - （4）支持物の構造計算書等、構造強度が確認できる資料（4mを超える支持物を設置する場合に限る）
 - （5）事業説明報告書（別紙様式第1号）
 - （6）その他市長が必要と認めるもの
- 4 事業者は、事業概要書の提出後に、事業計画又は事業者に変更が生じた場合は、新たに当該変更内容を記載した事業概要書（ガイドライン別紙様式1）を提出するものとする。

（工事完了報告）

第6条 事業者は、太陽光発電施設の設置工事が完了した場合は、速やかに工事完了報告書（ガイドライン別紙様式2）に、施設全体の写真と標識・柵等が設置されていることが分かる写真を添えて、市長に提出するものとする。

付 則

この要領は、平成28年10月14日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

事業説明報告書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

事業者 住 所

氏 名

電話番号

太陽光発電施設を設置するにあたり施設の適正な設置及び維持管理等について、地元関係者に説明をしたので報告します。

説明日	説明した相手の氏名	説明方法
地元関係者からの意見・要望		
地元関係者からの意見・要望への回答		

別表

関係法令	設置に適切でない地域
自然公園法	【国定公園】 ① 特別保護地区 ② 第1種特別地域 ③ 第2種特別地域 ④ 第3種特別地域
茨城県立自然公園条例	【県立自然公園】 ① 第1種特別地域 ② 第2種特別地域 ③ 第3種特別地域
茨城県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別地区
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	① 農用地区域 ② 甲種農地又は採草放牧地 ③ 第1種農地又は採草放牧地
森林法	保安林
河川法	① 河川区域 ② 河川保全区域 ③ 河川予定地
海岸法	① 海岸保全区域 ② 一般公共海岸区域
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域
都市計画法	風致地区
文化財保護法	① 重要文化財 ② 国指定史跡 ③ 名勝 ④ 天然記念物等指定地
茨城県文化財保護条例	① 県指定有形文化財 ② 名勝 ③ 天然記念物等指定地